別紙

「（仮称）衣浦ポートアイランド第Ⅱ期整備事業 計画段階環境配慮書」
における廃棄物最終処分場の設置事業に対する環境大臣意見

（仮称）衣浦ポートアイランド第Ⅱ期整備事業は、環境影響評価法の対象である公有水面の埋立ての事業及び廃棄物最終処分場の設置の事業の双方に該当する。そのうち、廃棄物最終処分場の設置の事業（以下「本事業」という。）は、愛知県が、愛知県域における安定的な廃棄物処理の確保を図るため、愛知県碧南市港南町地先の衣浦港港湾区域内において、埋立処分の用に供される場所の面積が約 36ha の廃棄物最終処分場の整備を行うものである。なお、（仮称）衣浦ポートアイランド第Ⅱ期整備事業では、廃棄物最終処分場に隣接して浚渫土砂処分場を整備し、面積約 65ha の公有水面の埋立てを行う。

本事業について、衣浦港港湾計画における海面処分用地に指定された区域内に位置し、将来にわたり愛知県域の安定した廃棄物処理を行うために必要な規模を設定している。また、公有水面の埋立ての事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）内において２案の廃棄物最終処分場の位置、３案の浸出液処理水の排水位置について検討している。

想定区域及びその周辺海域が位置する三河湾は、過去、多くの干潟や浅海域の埋立てが行われてきた閉鎖性海域であり、水質の変化、赤潮や苦潮、貧酸素水塊が生じていた。こうした状況を踏まえ、愛知県においては、汚濁負荷量の削減だけでなく、海域における環境再生事業として、干潟・浅場の造成や深掘跡の埋戻しに取り組んでおり、現状としては、赤潮の発生は減少傾向である一方で、貧酸素水塊の発生は減少には至っていない。

本事業に伴い、廃棄物最終処分場からの浸出液処理水の排出による水環境への影響が懸念される。

以上を踏まえ、本事業計画の検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

１．総論

（１）累積的な影響

想定区域周辺の廃棄物最終処分場として、想定区域の西側に位置する衣浦港３号地廃棄物最終処分場及び想定区域に隣接する衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場が存在する。これらの廃棄物最終処分場からの排水、本事業の工事に伴う濁水及び本事業の廃棄物最終処分場からの排水が同時期に発生することが想定されるため、想定区域周辺の海域における水の濁りや水の汚れの発生等の水環境への累積的な影響が懸念される。

このため、想定区域周辺の廃棄物最終処分場からの排水状況を踏まえ、水環境への累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、本事業における２．各論（１）に記載する環境保全措置等を検討すること。

（２）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

（３）関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

２．各論

（１）水環境に対する影響

本事業の実施に伴い、廃棄物最終処分場からの有害物質、SS、栄養塩類等を含む浸出液処理水の排出による水質の変化、貧酸素水塊の発生等、水環境への影響が懸念される。これを踏まえ、本配慮書においては、本事業に伴う浸出液処理水について３案の排水位置を検討の上、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第１号）の排水基準を排出濃度の予測条件とし、本事業の実施に伴う想定区域周辺の海域における化学的酸素要求量（COD)、全窒素（T-N）及び全燐（T-P）の濃度変化について水質シミュレーションにより予測している。その結果、３案ともに現状からの濃度上昇はわずかであり、水質に係る影響は小さいと評価している。

一方で、想定区域周辺においては、現時点での環境基準と比較した場合、海水中のCOD、T-N、T-P及び水素イオン濃度（pH）が環境基準に適合していない地点が確認されていることに加え、貧酸素水塊が発生している。

このため、本事業の検討に当たっては、方法書以降の手続における現地調査の結果を踏まえて、詳細な水質シミュレーションにより影響を定量的に把握した上で、水環境への環境影響の予測及び評価を行い、その結果を踏まえた適切な排水に係る管理目標値の設定及び適切な排水処理の実施により、水環境に対する影響を回避又は低減すること。

（２）大気環境に対する影響

本事業の実施に伴い、廃棄物運搬車両の走行に伴う大気汚染物質の排出、騒音等による走行ルート周辺の地域住民の生活環境への影響が懸念される。このため、方法書以降の手続において、廃棄物運搬車両の走行に伴う大気環境への影響を調査、予測及び評価し、その結果を踏まえて、走行台数の管理等の環境保全措置を実施することにより、大気環境への影響を回避又は極力低減すること。